



ー熊本地震関連号外ー

平成 28 年 5 月 5 日発行

市民の皆さまへ

平成 28 年 4 月 14 日（木）、午後 9 時 26 分に発生しました震度 5 強の前震に続き、16 日（土）には震度 6 強という猛烈な揺れを観測した本震、さらには強い余震が数多く発生しております。この大震災により被災された皆さまに対して心からお見舞い申し上げます。

この一連の地震により、本市においては、道路や水道管の破損、がけ崩れ、家屋の全半壊、さらには本来であれば防災拠点として機能しなければならない市庁舎の大規模な破損など市民生活に甚大な影響を及ぼしております。

このような中、市民の皆さまは、地域間で支え励まし合いながら、この状況下を乗り越えるため、地域一丸となって頑張っていると思います。また、国・県はもとより、長崎県、沖縄県、千葉県柏市をはじめ他県自治体の皆さま、多数のボランティアの皆さま方が被災現場や避難所等で献身的に活動いただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

市制施行以来、最大の危機に直面しておりますが、市民の皆さまとともに、市民生活の一刻も早い復旧に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、何卒ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宇土市長 元松茂樹

り災証明について

注) 応急危険度判定（建物の壊れ具合や傾きなどを簡易診断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、使用可能を意味する「調査済み（緑）」いずれかの紙を張る）は、り災証明の判定とは関係がありませんので、ご注意ください。

1 り災証明とは

住宅の被害状況を市が証明する書類のことです。住宅の被害の程度は 4 つに区分され、被害の判定については、内閣府の被害判定基準に準じて、熊本県が採用した調査票により、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊と判定します。申請受付後、現地調査による判定を行い、その後、り災証明書の交付を行います。（申請内容と判定内容は異なる場合があります。）

| 被害区分 | 被害の状況 | 損壊割合 |
|-------|---|----------------|
| 全壊 | 住宅全部が倒壊したもの。又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 | 50%以上 |
| 大規模半壊 | 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの。 | 40%以上 50%未満 |
| 半壊 | 住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 | 20%以上 40%未満 |
| 一部損壊 | | 20%未満 |

※一部損壊は、被災写真等により被害状況が確認できれば、即日交付しています。また、全壊、大規模半壊、半壊については、被災者が被災者生活再建支援金や災害救助法に基づく住宅の応急修理等の様々な支援を受けることができます。

2 り災証明書の申請について

- ① 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※当分の間は、土日祝日も受付を行います。
- ② 受付場所：市民体育館
- ③ 申請に必要なもの
印鑑、被害の状況（程度）が判断できる写真

3 現地調査について

4 月 28 日（木）から現地調査を開始しています。原則、申請書の受付順とし、倒壊の危険性が高く早急に解体が必要な場合は調査を優先しています。なお、調査を要する件数が多いため、相当な日数が必要と思われるので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

【り災証明に関するお問い合わせ】
税務課（市民体育館内） ☎22-1111

り災証明書に基づく支援の概要

注) 以下の「り災証明書に基づく支援」は、現地調査を経て交付される「り災証明書」の判定（全壊、大規模半壊、半壊）により受けることができます。申請時の被害区分と判定による被害区分は異なる場合がありますので、ご注意ください。

1 被災者生活再建支援法による支援制度

(1) 制度の趣旨
熊本地震により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするものです。

(2) 制度の対象となる被災世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給額

支給額は、「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となります。ただし、世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額となります。

| 被害区分 | 基礎支援金 | 加算支援金 | |
|---------|--------|------------|--------|
| | | 建設・購入 | 200 万円 |
| 全壊世帯 | 100 万円 | 補修 | 100 万円 |
| 解体世帯 | | 賃借（公営住宅以外） | 50 万円 |
| 長期避難世帯 | 50 万円 | 建設・購入 | 200 万円 |
| 大規模半壊世帯 | | 補修 | 100 万円 |
| | | 賃借（公営住宅以外） | 50 万円 |

※基礎支援金は住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。
※加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。
※「加算支援金」については、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、補修する場合は合計で 100 万円となります。

(4) 支援金の申請

(申請窓口) 災害対策本部 住宅対策班
(申請に必要な書類)

- ① 基礎支援金：り災証明書、住民票等
- ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(申請期間)

- ① 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
- ② 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

2 災害救助法による支援制度

(1) 仮設住宅の入居

- ① 対象世帯
大規模半壊、全壊の判定を受けた世帯
- ② 支援内容
仮設住宅について、最長 2 年間無償で入居可能となるもの。
- ③ 現状
熊本県に対し、仮設住宅 40 戸の建設を依頼中。
※追加建設についても検討を行っております。

(2) 民間賃貸住宅（アパート等）への入居支援

- (いわゆる「みなし仮設」)
- ① 対象世帯
大規模半壊、全壊の判定を受けた世帯
 - ② 支援内容
熊本県内のすべての物件を対象とし、最長 2 年間無償で民間賃貸住宅への入居が可能となるもの。
 - ③ 家賃の上限
4人世帯まで 6 万円以内、5人世帯以上 9 万円以内。
 - ④ 特記事項
宇土市内の物件を希望される場合は、市内不動産業者で直接物件の選定が必要となります。

(3) 住宅の応急修理

- ① 対象世帯
半壊、大規模半壊、全壊（修理で居住が可能となる場合のみ該当）の判定を受けた世帯
- ② 支援内容
住宅の修理費用について、57 万 6 千円を上限として市が直接請負業者に支払いを行うもの。
注) 所得制限あり。また、災害救助法による他の支援制度(1)、(2)を利用した場合は、適用できません。

【支援制度に関するお問い合わせ】
災害対策本部 住宅対策班（市民体育館内）
☎22-1111（内線：215）

宇土市災害義援金について

5 月 4 日（水）時点で、全国から宇土市へ約 700 万円の義援金をいただいております。また、県を通じて約 9,400 万円の義援金の配分をいただいております。これらの義援金については、現在、配分の基準や時期の検討を行っているところです。基準や時期が決定次第、広報うとや市ホームページ等でお知らせいたします。

(裏面あり)

市役所からのお知らせ

1 震災関連業務について

| | 連絡事項 | 概略 | 担当課 |
|----|---------------------|---|--------------------------------|
| 1 | 避難所について | 5月5日(木)現在、設置している避難所は以下の11カ所です。 花園コミュニティーセンター、轟公民館、住吉漁協、保健センター、宇土小学校体育館、宇土東小学校体育館、花園小学校体育館、走潟地区体育館、緑川地区農業者トレーニングセンター、網津地区多目的研修会施設、鶴城中学校体育館 | 危機管理課 (市民体育館内) ☎22-1111 |
| 2 | 災害ごみの特別受入れについて | 受入場所：宇土清掃センター・熊本クリーンサービス(松山町) 受入期間：平成28年5月15日(日)まで 受入時間：午前8時30分～午後4時00分(土・日・祝日も受入れ可) <u>次の種類ごとに分別して持ち込んでください。</u> <u>木くず(木製家具など)／プラスチック／金属類／陶磁器・瓦・ガラス／割れたビン類／石こうボード／コンクリート(ブロック)／スレート／ソファ</u> 【受入れできないもの】 家電リサイクル法適用品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・パソコン等)／泥等の土が混ざったもの／バッテリー、タイヤ／消火器／オイル、農薬等／太陽熱温水器等の容量、重量が著しく大きいもの ※当分の間、布団・毛布・じゅうたん・畳等の受入れは中止 | 環境交通課 (市民体育館内) ☎22-1111 |
| 3 | 燃えるごみ・燃えないごみの収集について | 燃えるごみ(週2回)、燃えないごみ(地区ごとに月1回)の収集は通常通り行います。ただし、 <u>当分の間、生ごみと廃プラスチックの収集は行いませんので、燃えるごみ袋に入れて出してください。</u> | |
| 4 | 資源ごみの収集中止について | <u>5月11日(水)予定の資源ごみ収集は中止します。次回資源ごみの日に出してください。</u> お急ぎの場合は、紙・段ボール・ペットボトル等は燃えるごみの日に可燃物の袋に入れて、ビン・カン等は燃えないごみの日に不燃物の袋に入れて出してください。 | |
| 5 | 高齢者の実態把握について | 地区の高齢者の方で心身面が心配な方がいらっしゃいましたら、市や宇土市地域包括支援センター(TEL 24-1555)までご相談ください。 | 高齢者支援課 (保健センター) ☎22-2300 |
| 6 | 道路、水路等の復旧について | 市道、河川の被災力所について、軽微なものは随時補修を行っていますが、被災が大きいカ所については、通行止めを含め、本復旧までもうしばらく時間を要しますのでご理解とご協力をお願いします。 また、現在通行可能な市道においても、今後、余震や大雨による地滑り、落石、道路陥没が発生する恐れがありますので、十分注意して通行をお願いします。 | 土木課 (市民体育館内) ☎22-1111 |
| 7 | 中央線陸橋の通行止めについて | 中央線陸橋を支えている橋脚が2カ所損傷しているため、通行止め(田中会館から宇土シティまで)を行っています。早期開通に向けての調査・検討を行っていますが、現段階においては、復旧に数か月かかると予測しており、皆様には大変ご迷惑おかけしますが、ご理解のほどよろしくをお願いします。なお、 <u>歩行者、自転車については、5月6日(金)午前6時から暫定的に通行することができます。</u> | |
| 8 | 上下水道料金の5月請求分について | 長期にわたる断水及び濁水により、多大なご迷惑をおかけしました。震災の影響により、各ご家庭での漏水量が非常に多いことから、市の水道水をご利用の皆様を対象に、 <u>5月請求分の上下水道使用料金は、基本料金のみのご請求とします。</u> | 上下水道課 (企画棟1階) ☎22-6633 |
| 9 | 臨時給水所の開設について | 井戸水や地区の水道水をご利用の方で、濁り等が発生し飲料水としてご利用できない方、または市の水道をご利用で、家庭内の給水装置の破損等により水道水を利用できない方は、 <u>上下水道課前に臨時給水所を開設しておりますので、ご利用ください。</u> | |
| 10 | 住宅補修専用・住まいのダイヤルについて | 被災住宅の補修や再建に関する相談窓口が開設されておりますのでお知らせします。 電話相談は、0120-330-712(フリーダイヤル) 【受付】 午前10時00分～午後5時00分(日曜、祝日を除く) ※財団から委託した相談員(建築士)を派遣して、現場で住宅を見ながら、補修方法や補修費用などの具体的なお相談を無料でお受けします。 | (一財)熊本県建築住宅センター |

2 通常業務について

| | 連絡事項 | 概略 | 担当課 |
|---|----------------------|---|---|
| 1 | 広報うとの発行について | 広報うと5月号、6月号は、「熊本地震特別号(5.6月号合併号)」として6月1日に発行します。 | まちづくり推進課 (市民体育館内) ☎22-1111 |
| 2 | 高齢者向け給付金について | 申請書の発送が遅れており、現在、申請方法・申請期間等を調整していますので、決まり次第広報等でお知らせします。 | 高齢者支援課 (保健センター) ☎22-2300 |
| 3 | 住民票等の発行について | 市民体育館にて、住民票の写しの発行、住民異動届(転入・転出・転居等)、印鑑登録証明書発行、戸籍関係証明書発行を午前8時30分～午後5時15分まで、パスポートの交付のみを午前9時00分～午後5時00分まで対応します。パスポートの申請は体制が整うまで県庁でお願いします。 網津・網田地区のマイナンバーカードの交付は網田支所に対応します。本庁市民課のマイナンバーカードの交付は準備ができ次第お知らせします。また、通知カードの紛失・再交付申請は市民体育館及び網田支所のどちらでも取り扱います。 印鑑登録及び戸籍の届出(出生・死亡・婚姻・離婚等)については、市民課へお問い合わせください。夜間と休日は、市民体育館内の警備員がお預かりします。 | 市民課 (市民体育館内) ☎22-1111 網田支所 ☎27-1111 |
| 4 | 税証明の発行・納税相談について | 市民体育館にて午前8時30分～午後5時15分まで対応します。 | 税務課 (市民体育館内) ☎22-1111 |
| 5 | コミュニティバス、ミニバスの運行について | コミュニティバス(行長しゃん号)については、当面の間、運休する予定です。 ミニバスについては、条件が整い次第運行を開始する予定です。 | 企画課 (企画棟2階) ☎22-1111 |
| 6 | 児童センター業務について | 児童センターの建物は、地震の影響により、小規模な損傷はありましたが、使用に支障はないとの診断を受けました。5月中旬までには、事務所、ファミリーサポートセンター、つどいの広場の業務を再開する予定です。来館者は、余震が続く間は、保護者同伴に限定し、児童のみでの利用は見合わせます。 | 子育て支援課 (市民体育館内) ☎22-1111 |
| 7 | 複合健診の実施について | 保健センターで予定していた4月15日(金)～4月18日(月)までの実施分については、5月24日(火)、7月19日(火)、8月25日(木)に実施する予定です。 また、網津多目的研修会施設で予定していた4月19日(火)～4月21日(木)までの実施分については、6月28日(火)～6月30日(木)の期間に保健センターで実施する予定です。なお、日程につきましては、対象者の方へ改めて通知します。 | 健康づくり課 (保健センター) ☎22-2300 |

【市役所各課配置】※5月5日現在であり、今後変更になることがあります。

| 場所(☎) | 配置各課等 |
|----------------------|---|
| 市民体育館 (☎22-1111) | 市長・副市長、総務部(総務課、財政課、危機管理課、工事検査課、住宅対策班)、企画部(まちづくり推進課)、市民環境部(市民課(網津支所業務含む)、税務課、環境交通課)、健康福祉部(子育て支援課、保険課)、経済部(農林水産課、商工観光課、地籍調査課)、建設部(土木課、都市整備課)、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、社会福祉協議会 |
| 網田支所 (☎27-1111) | 市民環境部(網田支所) |
| 企画棟 | 企画部(企画課)、上下水道事業建設部(上下水道課：☎22-6633)、選挙管理委員会事務局 |
| 保健センター (☎22-2300) | 健康福祉部(健康づくり課、福祉課、高齢者支援課) |
| 教育委員会 (☎22-6500) | 教育部(学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、文化課、スポーツ振興課)会計課 |